

那覇市公報

第 1 8 1 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）	852
--	-----

◇ 公 告 ◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	853
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	854
○消防車両タイヤ交換業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について（消防局 総務課）	855

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	863
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	864

告 示

那覇市告示第 215 号

令和 4 年 8 月 15 日

令和 4 年（2022年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	5,467,530千円	7,548千円	5,475,078千円
第 2 項	営業外収益	1,196,739千円	7,548千円	1,204,287千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5,380,488千円	7,548千円	5,388,036千円
第 3 項	特別損失	1,929千円	7,548千円	9,477千円

公 告

那覇市公告第 229 号

令和 4 年 7 月 29 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和4年4月15日 第R 4－01号
令和4年4月15日 那覇市指令ま建指第1－R 4－01号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町二丁目258番2
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市港町三丁目4番18号
株式会社 沖縄ファミリーマート
代表取締役社長 野崎 真人
- 5 検査済証番号
令和4年7月29日 那ま建指第84号
- 6 工事完了年月日
令和4年7月13日

那覇市公告第 231 号
令和 4 年 8 月 1 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和4年4月7日 第R3-02-01号
那覇市指令ま建指第1-R3-02-01号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里赤田町三丁目16番2
- 3 公共施設
開発道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県岡山市北区吉備津1403番地3
ベルデ企画株式会社 代表取締役 片岡 雅人
- 5 検査済証番号
令和4年8月1日 那ま建指第77号
令和4年8月1日 那ま建指第78号
- 6 工事完了年月日
令和4年6月2日

那覇市公告第 247 号

令和 4 年 8 月 15 日

消防車両タイヤ交換業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防車両タイヤ交換業務契約
- (2) 履行期間 契約締結日から令和4年11月15日まで
- (3) 仕 様 別紙「消防車両タイヤ交換業務仕様書」のとおり
- (4) 数 量 別添「消防車両タイヤ交換業務仕様書」のとおり
- (5) 履行場所 別紙「消防車両タイヤ交換業務仕様書」のとおり
- (6) 様 式 等 那覇市ホームページからダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は当該定められた基準日）の間、次に定め資格を全て満たすこと。

- (1) 令和4年度那覇市物品購入等入札参加資格者審査及び指名選定要綱第6条第1項の名簿「16 車両、付属品の販売及び整備関係」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定された資格社名簿に登録されたもの者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画

認可の決定が確定された者を除く。)

(6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等が生じていない者であること。(5) に該当するものを除く。)

(7) 代表者又は役員、代理又は媒介する者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(8) 那覇市内に本店、支店、又は営業所を有していること。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 申請方法

(1) 申請期限 令和 4 年 8 月 31 日(水) 午後 2 時まで

(2) 申 請 先 那覇市消防局 総務課

(3) 申請方法 (別紙①) 入札参加申請書に必要事項を記入し、那覇市消防局総務課宛てにメール(f-sou001@city.naha.lg.jp)または F A X にて申請すること。

※申請後は必ず消防局総務課へ連絡し、申請書が受理されたか確認すること。

※期限までに申請書が受理されない場合は、入札に参加できないものとする。

5 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 4 年 9 月 7 日(水) 午後 2 時

(2) 場 所 那覇市消防局本庁舎 4 階 第 1 会議室(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

6 入札時提出書類

(1) 入札書(本市指定様式)

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(本市指定様式)

※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 入札書には、自己の見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した額(この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

8 契約保証金

入札金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがで

きる。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 落札の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 質問の方法・回答

- (1) 質問の方法
質疑書（様式問わず）に質問内容を記載し、消防局総務課にFAXにて提出すること。
FAX送信後は、必ず、消防局総務課まで電話すること。
- (2) 質問期限
令和4年9月1日（木）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答
令和4年9月2日（金）午後5時までに入札申込者全員へFAXにて回答する。

12 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

- (1) 入札説明会は開催しないこととする。
- (2) 入札の際には次の事項について留意すること。
 - ① 入札参加業者は、1業者1名とする。
 - ② 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ③ 入札会場入室前に、消防局1階にて体温測定を受け、37.5度以上の体温が検知された方は、入札に参加できないものとする。入札参加者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の方に交代して入札に臨むこと。
 - ④ 入札会場に入室する前に備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。

13 お問合せ先

那覇市消防局・総務課 企画広報係 担当：前泊利和
電話 098-867-0119 FAX 098-869-1190

消防車両タイヤ交換業務契約仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、那覇市消防局が発注する消防車両タイヤ交換業務に必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

業務内容については、那覇市消防局が所有する消防車両のタイヤ交換に必要な作業とする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年11月15日(火)までの間

4 履行場所

履行場所は、「別表1」のとおりとする。

5 履行計画書

- (1) 受託者は、契約締結後、14日以内に履行計画書（様式は問わない）を作成し、委託者に提出しなければならない
- (2) 履行計画書には、下記事項を記載すること。
 - ア. 業務工程表
 - イ. 履行体制及び連絡体制

6 タイヤ規格・数量等

交換するタイヤについては、「別表1」に定めた規格・数及び下記の条件とする。

- (1) 再生タイヤ及び中古タイヤの交換は認めない
- (2) 1年以内の製造及び国内メーカーのタイヤに限る
- (3) タイヤの脱着作業に係る費用は受託者の負担とする
- (4) 交換した使用済み廃タイヤの処理、エアバルブの調達及び交換に係る費用は受託者の負担とする。

7 タイヤ交換方法

- (1) 車両からタイヤを取り出し、ホイールから使用済みのタイヤを外す。新しいタイヤを当該ホイールに組み込み、車両に取り付ける。

- (2) 交換後は、自動車メーカーの指定のタイヤ空気圧に設定すること。
- (3) タイヤ交換は、タイヤチェンジャー等の専用機械器具を用いて、タイヤおよびホイールを損傷させないこと。
- (4) タイヤのエアバルブは、新品のものに交換すること。

8 業務終了報告及び完了検査

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式1）を委託者に提出すること。
- (2) 委託者は、受託者から委託業務完了の報告があったときは、業務の完了を確認するための検査を行うこと

別表 1

車両別交換タイヤの規格・数

所属	車両名	タイヤ規格	数	履行場所
総務課	災害対応多目的車	205/80R17.5	6	中央消防署
西消防署	ポンプ 16 号車	245/70R19.5	6	
	救急 12 号車	195/80R15	4	
	水難救助車	205/80R17.5	6	
小禄出張所	重機搬送 2 号車	275/70R22.5	2	
		245/70R19.5	8	
中央消防署	工作 3 号車	245/70R19.5	6	
	ポンプ 8 号車	225/90R17.5	2	
	梯子 1 号車	295/70R22.5	2	
神原分署	ポンプ 11 号車	225/80R17.5	6	神原分署
	救急 5 号車	195/80R15	4	

様式 1

業務完了報告書

令和 年 月 日

那 覇 市 長
城間 幹子 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

次のとおり業務が完了したので報告します。

業務名	
履行場所	
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
完了年月日	令和 年 月 日

別紙 1

令和 年 月 日

入札参加申請書

件名：消防車両タイヤ交換業務契約

申請期限：令和 4 年 8 月 31 日 (水) 午後 2 時 (時間厳守)

参加する入札案件	件 名		
	消防車両タイヤ交換業務契約		
商 号			
代 表 者 役 職 名			
代 表 者 名 (又は受任者名)	印 ※ 支店長等に委任している場合は、受任者名を記入する。 ※ 使用印鑑を押印すること。		
住 所 (又は受任者の住所)	〒		
電 話 番 号		FAX 番 号	
担 当 者 名			

※法制契約課に登録している内容で記入し、「入札参加資格認定通知書」の写しを添付してください。

※代表者の権限を支店長等に委任している場合は、委任先の役職、受任者名等を記入してください。

※印鑑は、使用印鑑を押印してください。

※FAX送信後は、必ず、消防局総務課へお電話ください。

お問い合わせ先

那覇市消防局 総務課 総務係

TEL 098-867-0119 FAX 098-869-1190

担当：前泊

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第8号

令和4年7月11日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 413 号
指定工事店名	日信工業株式会社
営業所所在地	沖縄県豊見城市字高安702番地20
代表者氏名	伊野波 盛文
有効期間	自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日
異動年月日	令和4年6月28日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第9号

令和4年7月12日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 173 号
指定工事店名	久建工業株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市小禄2丁目6番地11
代表者氏名	久米 清博
有効期間	自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日
異動年月日	令和4年6月30日
異動事由	代表者の変更